

<用語解説>

「教育・保育施設」・・・ 認定こども園・幼稚園・保育所の3施設。

「家庭的保育」・・・ 家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施。
0～2歳児，定員1～5人まで。家庭的保育者の居宅等で実施。

「家庭的保育者」・・・ 市町村長が行う研修を修了した保育士，保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者。

「小規模保育」・・・ 比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気の下できめ細やかな保育を実施。

0～2歳児，定員6～19人まで。多様なスペースで実施。

事業類型は以下のとおり。

A型・・・保育所分園，ミニ保育園に近い。職員は保育士。

B型・・・A型とC型の中間。職員の1/2以上は保育士。

C型・・・家庭的保育に近い。職員は家庭的保育者。

「事業所内保育」・・・ 企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。
定員数人～数十人程度。事業所その他様々なスペースで実施。

「居宅訪問型保育」・・・ 住み慣れた居宅において，1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施。

0～2歳児，1対1が基本。利用する保護者・子どもの居宅で実施。



©宮城県・旭プロダクション

表紙 「アニメむすび丸」
子育て支援を進める県民運動
シンボルキャラクター

～子育て支援を進める県民運動とは～

地域社会全体で子育てを応援していくための運動です。

- ② 子育てに対する不安感や孤独感を解消します
- ② 子育てへの親近感を育みます
- ② 地域全体への子育て支援の輪を広げます

県民、市町村、企業、関係団体など、多くの方々と連携して、子育て世帯を応援し、「安心して子どもを産み育てることができる地域社会の実現」を目指します。



裏表紙 「すくすくジャパン」
子ども・子育て支援新制度
シンボルキャラクター

～子ども・子育て支援新制度とは～

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度であり、平成27年4月に本格施行されています。

「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱に、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものです。

みやぎ子ども・子育て幸福計画 第Ⅰ期 <別冊> 【改定版】

【宮城県次世代育成支援行動計画】

【宮城県子ども・子育て支援事業支援計画】

平成30年3月

宮城県 保健福祉部 子育て社会推進室

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL022-211-2528/FAX022-211-2591

